

Ashiya information

お知らせ

芦屋市消防本部潜水隊発足



芦屋市消防本部では、4月から水難事故における潜水活動に対応するため「潜水隊」を発足します。安全で効果的な現場活動を展開するため、市内のプールや海での潜水訓練、海上保安庁などの他機関と合同訓練を行い、災害に強い安全・安心なまちづくりを目指します。

■問い合わせ 消防本部警防課 ☎38-2096

固定資産税・都市計画税のお知らせ

令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書は4月5日(月)に発送します。ご確認ください。

【固定資産評価額の縦覧】

- 期間 4月1日～30日(平日・執務時間内)
- 場所 課税課固定資産税係(北館2階32番窓口)
- 対象 固定資産税の納税者(代理人可)
- 持ち物 納税通知書・マイナンバーカード・運転免許証等本人確認書類※代理人は委任状

【価格に関する審査の申出】

固定資産課税台帳に新たに登録された価格に不服がある人は、文書により固定資産評価審査委員会に審査申出をすることができます。

■申し込み 4月1日から納税通知書の交付を受けた後3カ月を経過する日までに文書で下記へ

■問い合わせ 固定資産評価審査委員会 ☎38-2102

【家屋のバリアフリー改修工事をした人へ】

翌年度分の家屋の固定資産税が減額される場合があります。

■対象 65歳以上の人・障がいのある人・要介

護認定等を受けている人が居住する家屋で、自己負担額が50万円を超えるバリアフリー改修工事を行った場合
※詳しくは市ホームページへ →



- 減額率 住宅1戸につき床面積(100㎡まで)の3分の1
- 申し込み 申告書・その他申請事由を証明する資料を郵送または持参で下記へ
- 問い合わせ 課税課固定資産税係 ☎38-2017

申請・届け出

国民健康保険に加入の人へ 所得申告書の提出を



4月・6月に国民健康保険所得申告書を送付します。期日までに提出をお願いします。(7月通知の保険料に反映)

■対象 前年度に国民健康保険所得申告書を提出した人または所得申告をしていない人
※保険料の軽減制度・高額療養費制度の利用に必要です。所得がない人も申告が必要です。
※確定申告や市・県民税申告をした人、会社で年末調整をした人は不要です。

■問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035

会社の健康保険に加入・脱退したら届け出を



■対象 次のいずれかにあてはまる人は国民健康保険への届け出が必要です。

- ◆就職して会社の健康保険に加入した人
- ◆退職や雇用形態の変更、扶養を外れた等で、健康保険に入っていない人

■持ち物

【会社の健康保険を脱退した人】
健康保険資格喪失証明書・本人確認書類

【会社の健康保険に加入した人】
新しい健康保険の被保険者証・国民健康保険被保険者証・本人確認書類

■問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035

会社を退職したら 国民年金へ切替届出を

会社を退職し、厚生年金から国民年金へ切り替えをする人は市民課への届け出が必要です。

※退職された人に扶養されていた配偶者も国民年金への切替えが必要です。

※退職後すぐに厚生年金の被保険者である配偶者の扶養に入る場合は、配偶者の勤務先で手続きしてください。

※会社に就職したとき(厚生年金に加入したとき)は、市役所での手続きは必要ありません。

■対象 20歳以上60歳未満で会社を退職した人

■持ち物 厚生年金資格喪失証明書(離職票・雇用保険受給資格者証でも可)・本人確認書類

■問い合わせ 市民課年金担当 ☎38-2036

就学援助費の申請



芦屋市立小・中学校の児童・生徒の保護者で、経済的な理由により就学させることが困難な人は、学用品・通学用品費、校外活動費などの援助が受けられます。

■対象 次のいずれかにあてはまる人①生活保護受給者等②児童扶養手当受給者③失業中の④世帯の年間所得額が基準額以下の人⑤家計急変(新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む)により家計急変後1年間の総所得額が基準以下になる見込みの世帯

■申し込み 申請書(小・中学校で配布、市ホームページでダウンロード可)を下記窓口へ

■問い合わせ 教育委員会管理課 ☎38-2085

令和3年度採用 市職員募集

■募集職種・受験資格

【栄養職・1人程度】昭和55年4月2日以降に生まれ、管理栄養士免許を有するかた

■試験日 4月25日(日)

■申し込み 4月1日～15日(平日・執務時間内)までに必要書類(人事課で配布、市ホームページでもダウンロード可)を持参または郵送(4月15日午後5時30分必着)で人事課へ



■問い合わせ 人事課
☎38-2019(〒659-8501
住所不要)



芦屋市大学等入学支度金 給付制度(入学後受付)



経済的な理由で大学等への入学が困難な人は、支度金を受け取ることができます。

■対象 次のすべてにあてはまる人

- ◆1年以上継続して本市に住所を有している人
- ◆令和3年4月に大学・短期大学等に入学した人
※専門学校・大学院は対象外